

警報発令にともなう児童の登校について

午前7時の時点で 大雨または暴風のどちらかが発令されていた場合は、その時点で臨時休業となります。

午前7時以降に解除されても臨時休業です。

午前7時の時点 次のいずれかの場合

貝塚市に

暴風または大雨警報発令中



臨時休業（お休みとなります。）

- * 貝塚市内でも校種によって、また地区によって、学校が臨時休業になる条件は違いますので、ご注意願います。
- * 臨時休業日の翌日の時間割は、その曜日の時間割で用意して登校してください。
- * 臨時休業日の翌日の給食の献立メニューは変更する場合がありますので、ご了承ください。